

税務署からお知らせ

年末調整の手順や法定調書・給与支払報告書の作成方法、及び青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点について、説明会を開催します。

開催日

11月20日（金）

◎年末調整について

対象

法人及び個人の白色申告者

時間

13時30分～15時30分

書類は対象となる方へ事前に送付しますので、当日必ず持参してください。

◎青色申告決算について

対象

個人の青色申告者

場所 市民文化会館大ホール

①10時～正午

②13時30分～15時30分

※①と②は同じ内容ですので、ご都合に合わせて参加してください。

○11月上旬送付対象者

30日までの間に国民年金保険平成27年1月1日から9月

書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。不足する書類がある場合は説明会場又は下田税務署で配布します。

問合せ先 下田税務署

☎ ②0185

社会保険料控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、その年の1月1日から12月31日までに納付した金額が、所得税および住民税の社会保険料控除の対象になります。

ただし、この控除をうけるためには、年末調整や確定申告などを証明する書類（控除証明書または領収証書）の添付が義務付けられています。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の納付額を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月上旬または翌年2月上旬に日本年金機構本部から次の方に送付されます。

後納制度を

ご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間

過去10年間の国民年金保険料の未納期間等を納めることができる後納制度（10年の後納制度）が今年の9月30日をもって終了し、新たに過去5年間で未納等になつている期間を納めることができる制度が10月から始まりました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」

日本年金機構では、厚生労働省と協力し毎年11月を「ねんきん月間」とし、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていた日々」として、11月30日（いいみらい）を「ねんきんの日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」を確認し、未来の生活設計に

○2月上旬送付対象者

平成27年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身分の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告をお願いします。

問合せ先 下田税務署

☎ ②0185

三島年金事務所国民年金課

☎ ②0555-973-1444

「5年の後納制度」が始まります！

国民年金保険料専用ダイヤル

☎ ②0570-011-050

三島年金事務所国民年金課

☎ ②0555-973-1444

11月は「ねんきん月間」です

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方はお申込みできません。

問合せ先 静岡県最賃改定委員会

☎ ②0570-058-555

（納付・免除以外）や未加入期間がある方と、いつでも自分自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、年金記録を基にさまざまなパートナーの試算をすることもできます。パソコン以外に携帯電話でも登録可能ですので、ぜひご利用ください。

問合せ先 静岡労働局賃金室

☎ ②054-254-6315

静岡県内の事業場で働く（パート、アルバイト含む）すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改正され、平成27年10月3日から「時間額783円」となりました。

特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」を確認し、未来の生活設計に